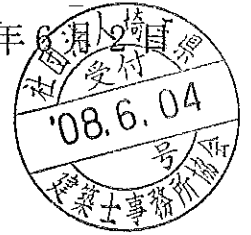


建産連 発 第13号

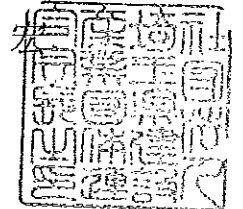
平成 20 年 6 月 2 日



各 団 体 の 長 様

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

会 長 関 根



### 談合根絶及び企業倫理確立の取組みについて(通知)

当連合会の業務運営につきまして、平素より格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきましては、これまでもたびたびお願いをしてまいりましたが、新聞報道によってご案内のとおり、4月3日には川越県土整備事務所、熊谷県土整備事務所及び朝霞県土整備事務所、また、4月25日には川越県土整備事務所が実施した入札で不正行為が発覚しました。県はこの不正行為を理由として、関係した5社を刑事告発するとともに12月の指名停止とし、また、刑事告発には至らなかったものの、不正又は不誠実な行為に該当するとして、3社を9月または12月の指名停止としました。

そして、5月30日には、埼玉県当局から小職あて県庁へ出頭要請があり、5月30日付け建業第83号「談合根絶及び企業倫理確立の取組みについて」の通知文書(別添)を県土整備部長から直接手交されるとともに、口頭により、「法令順守と企業倫理の確立が企業の存続にかかわる喫緊の課題であり、談合根絶に向けた取組みをより一層強化するよう」厳しいご指導がありました。

つきましては、県からの指導の趣旨を十分にご理解いただき、貴団体の会員の皆様に対する指導を再度徹底していただきますよう重ねてお願いいたします。